

イエローカードの利用方法

I. 目的

めっきを初めとする表面処理薬品には、種々の危険有害性のある化学物質が混合されています。これらの化学物質は化学物質排出管理促進法（化管法）の中でP R T R法とM S D S法を柱として安全性が確保されています。しかしその他の様々な規制の存在や化学製品の種類・量の増加に伴い物流に係る事故防止への配慮がますます必要となってきています。これを受け（一社）日本化学工業協会（日化協）では「物流安全管理指針」の中で輸送時における事故時措置として「イエローカード運営要領」、「容器イエローカード（ラベル方式）運営要領」を策定しています。これに従って関係者が常時携行・常備し、安全対策の認識と万一の対応を明確化することで化学物質の物流における安全性を確保すること目的としています。

II イエローカード

緊急連絡カードとも言い、製品の輸送時における漏洩・火災・爆発等の事故時に運手や消防・警察などの関係者が取るべき措置や緊急連絡先を記載した黄色い紙のことです。

今回の改訂で、関連法規、危険性、有害性についてより詳細に記載されるようになったことに加え、新たに国連番号の記載及び処理剤について別項目で記入することとなっております。

国連番号とは

国連経済社会理事会に設置された危険物輸送専門家委員会の国際連合危険物輸送勧告（オレンジブック）の中で、輸送上の危険性や有害性がある化学物質に付与された番号のことです。この番号により危険物名が特定されるので、危険物輸送関係法令においては国際的にも各輸送形態でも広く使用されています。

国連番号は

危険物船舶運送及び貯蔵規則（危規則）：船舶による危険物の運送基準等を定める告示

航空法施行規則：航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示
で参照することができます。

指針番号とは

（一社）日本化学工業協会による「緊急時応急措置指針—容器イエローカード（ラベル方式）への適用」（注 1）において危険有害性と緊急時対応の観点から化学物

質を62グループに分類し付与された番号のことです。万が一、緊急事態が発生した時、消防署員等がラベル等に記載の指針番号を調べ積載している危険物に最適な措置をとります。

表面処理薬品は多種類の化学物質が混合されていますので、その危険有害性は多岐にわたっています。この冊子には、表面処理薬品に使用されている主要17化学物質のイエローカードを掲載しています。17物質以外の危険有害性物質が含まれる薬品を輸送・保管される場合やローリーなどで大量に輸送する場合の対応（この冊子では20L程度のポリ缶を想定）は、それらに該当するイエローカードを各社で作成して下さい。

III. 容器イエローカード（ラベル方式）

他製品との混載便や少量品目については、イエローカードを携行することが困難な場合があるため、国連番号、指針番号を容器に表示することを容器イエローカード（ラベル方式）といいます。容器イエローカード（ラベル方式）は、イエローカード方式を補完することを目的としています。

表示場所は品番及びロット番号と混同されない位置で原則としてラベルの右下とし、指針番号を上（左）、国連番号を下（右）とします。

容器イエローカードの表示サンプルを示しておりますが、実際の表示については、各社の実態に合わせた表示方法を検討してください。

III カードの運用

1. イエローカードの作成方法

国連番号、指針番号のつけ方

国連番号は、国連危険物輸送専門家小委員会の勧告（オレンジブック）及び別冊の試験法及び判定基準マニュアルに基づいて決定されているのでこちらを参照してください。指針番号は「緊急時応急措置指針—容器イエローカード（ラベル方式）への適用」に番号の付与のしかたが掲載されているので、これを参照してください。

該当法規・危険有害性

含有している化学物質と含有量に従い、それぞれの製品に対して各社で該当法規と危険有害性を判定してください。

その他の項目

この冊子には表面処理薬品の一般的な例を記載しています。含まれている原

料や数量などに最適な内容を各社で検討し、適切な記載をして下さい。

2. 使用者及び常備場所

- (1) 表面処理薬品を輸送する場合、運転手が携行するか車両に常備する。
- (2) 表面処理薬品を保管する場合、保管管理者及び関係者が見易い場所に常備する。

3. 使い方

- (1) 輸送または保管中に漏洩や火災爆発事故等が発生した場合、漏洩している薬品や積載している他の薬品を確認し、該当するイエローカードに基づいて迅速な対応を図って下さい。
- (2) 危険有害性のある化学物質が混合されている製品には、含有物質及び危険性が容器に表示されています。通報に不備があると指示や対応に適正な措置がとられないことがありますので、内容を確認して該当するイエローカードを選び、それに基づいて迅速な対応を図って下さい。
- (3) 事故が発生した場合には、事故発生時の応急措置、緊急通報、緊急連絡を優先して行ってください。
- (4) 掲載されている 17.物質は、表面処理薬品を取扱っている業者においては日常的に取扱っているものです。事故時の対応措置の充実を図るため、平日頃から取扱者の教育に努めて下さい。
- (5) 表面処理薬品の流通経路は複雑多岐にわたっています。特に商社関係の方がご利用になる場合は、薬品の危険性及び性状等について事前に薬品メーカーに問い合わせするなどして輸送・在庫管理に万全を期して下さい。

(注1) 「緊急時応急措置指針」容器イエローカード（ラベル方式）の指針書

(財) 日本規格協会（TEL03-3583-8002）にて販売されています。

@2400円 発行者（一社）日本化学工業協会